

神戸駐在英國領事館の裁判記録邦訳 (八)

—一八七一年九月より一八七二年一月までの記録—

岩村等

凡例

資料	(1)～(10)	[以上第一五号]
	(11)～(24)	[以上第一六号]
	(25)～(42)	[以上第一九号]
	(43)～(57)	[以上第二〇号]
	(58)～(69)	[以上第二一号]
	(70)～(82)	[以上第二二号]
	(83)～(112)	[以上第二三号]
	(113)～(145)	[以上第二四号]

No. 33 刑事

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月一四日月曜日

女王 日本税關の訴えにより

対

ロバート・アーネスト・プライス
(Price)

告発者も被告も出廷しなかつたので、本件は、明日一〇月一五日火曜日一〇時まで延期された。

署名 H・S・ウイルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(114)

ロバート・エデイス・ハリス対ジョン・ピクル、
 フレデリック・ジョーンズ、ショームズ・ノッ
 クス、ヘンドリック・リンストローム、ウイリ
 アム・キング、アルフレッド・ピニック、ウイ
 リアム・フック、アイザック・ニューソン、ジ
 ョン・A・マックリー、アレキサンダー・キル
 グレン

監禁

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月一四日曜日

副領事にして領事代理H・S・ウイルキンソンの前で

ロバート・エディス・ハリス

被告人らは、兵庫に
 おいて一〇月一三日

署名 H・S・ウイルキンソン
 女王陛下の副領事
 にして領事代理

フレデリック・ジョーンズ (Jones)
 ジョームズ・ノックス (Knox)
 ヘンリック・リンストローム
 (Linstrom)

ヴィリアム・キング (King)

アルフレッド・ピニック (Pinnick)

ウイリアム・フック (Hook)

アイザック・ニューソン (Newson)

ジョン・A・マックリー (McRee)

アレキサンダー・キルグレン (Kilglen)

全員ホワイト・スター号の船員

ジョン・ピクルは、告発に対し何か言わねばならないかと尋ねられて、罪を認めた。彼は、帰船して仕事を開始するつもりかと質問された。彼はないと答えた。

判決

(商船法二四三一五条、枢密院令七四条)
 一二週間収監されるべし。訴訟費用一ドル五〇セントを支払

うべし、大口間の賃金を船に没収する。および（高等法院の認可を条件として）収監費用を支払うべし。

に上記船上において、右舷錨を巻き上げるよう命じた、一等航海士ジョ

・ロビンソンの適法な命令に服従せず、一四時間にわた

り拒否しつけたことなどについて告発され

てある。

フレデリック・ジョーンズは、告発に対し言ふことはない(10)

かと尋ねられて、彼が業務を拒否し、船ではもはや働くつもりはないということ以外には何も言ふことがないと言つた。

判決

一二週間収監され、訴訟費用一ドル五〇セントを支払い、六日間の賃金は船に没収されるべし、および収監費用を支払うべし。

H S W

ショームズ・ノックスは、有罪であると言つて、再度乗船することを拒否した。

判決

一二週間収監され、訴訟費用一ドル五〇セントを支払い、六日間の賃金は船に没収されるべし、および収監費用を支払うべし。

H S W

アルフレッド・ピニックは、服従を拒否したし、今なお義務を果たすことを拒否すると陳述した。

判決

一二週間収監され、訴訟費用一ドル五〇セントを支払い、六日間の賃金は船に没収されるべし、および収監費用を支払うべし。

H S W

ウイリアム・キングは、有罪であると言つて、再度乗船することを拒否した。

判決

一二週間収監され、訴訟費用一ドル五〇セントを支払い、六日間の賃金は船に没収されるべし、および収監費用を支払うべし。

判決

ウイリアム・フックは、仕事を拒否し、今なお職務を果たすことを拒否すると陳述した。

判決

一二週間収監され、訴訟費用一ドル五〇セントを支払い、六日間の賃金は船に没収されるべし、および収監費用を支払うべし。

し。

H S W

ヘンリック・リンストロームは、仕事を拒絶したと言つて、再度乗船することを拒否した。

判決

一二週間収監され、訴訟費用一ドル五〇セントを支払い、六日間の賃金は船に没収されるべし、および収監費用を支払うべし。

(11)

料

日間の賃金は船に没収されるべし、および収監費用を支払うべし。

H S W

アイザック・ニューソンは、仕事を拒否したし、今なお帰船することを拒否すると陳述した。

判決

一二週間取監され、訴訟費用一ドル五〇セントを支払い、六日間の賃金は船に没収されるべし、および収監費用を支払うべし。

H S W

ジョン・アンガス・マックリーは、仕事を拒否したし、今なお拒否すると陳述した。

判決

一二週間取監され、訴訟費用一ドル五〇セントを支払い、六日間の賃金は船に没収されるべし、および収監費用を支払うべし。

H S W

アレキサンダー・キルグレンは、仕事を拒否したし、今なお拒否すると陳述した。

判決

一二週間取監され、訴訟費用一ドル五〇セントを支払い、六日間の賃金は船に没収されるべし、および収監費用を支払うべし。

日間の賃金は船に没収されるべし、および収監費用を支払うべし。

署名 H · S · ウィルキンソン

女王陛下の副領事

兵庫大阪英國領事館の印

ジョン・ヘンリー・ウェイグナル対ウイリアム・

ハウルズ

Na 70

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月一四日月曜日

副領事にして領事代理 H · S · ウィルキンソンの前で

ジョン・ヘンリー・ウェイグナル 原告は、一八七二年八月三〇

日付の約束手形について一二

ウイリアム・ハウルズ 三ドルの支払いを請求する。

被告は出廷し、債務が当然支払われるべきであると認めた。

命令

半額は即座に支払われ、半額は三〇日以内に支払われるべし。即座に支払われる半額は、ハウルズ対ピノーの訴訟において法廷に払い込まれた金員から支払われるべし。

L・クニフレル商会のものとで商売を
嘗むルウィス・クニフレル、グスタフ
フ・レデリエンおよびアウグスト・
エバース

原告は、一八六九年七月
一六日付の契約により被

告に貸された神戸の日本
人の町にある三六番とし

て知られている家屋敷の占有権を主張する。

原告に對して占有権を保

被告が望むかぎり占有権

と被告との間にあつたと

ースが出廷し、被告の一

自身と共同経営者の代理と

卷之三

いる契約であると認めめた

認められている一八七二

と認められている一八七二

原告は、被告によって受領されたと認められている占有を明け渡すよう被告に要請した一八七二年九月二日付の手紙をも提出する（証拠C）。

三

原告は彼の主張を陳述したが、被告は、被告が望む限り止むを得ず、原告の主張を認めると述べた。そこで、上記証言はその目的にとつて承認しがたいと決定され、許可されない。

そこで被告は決定に異議を唱えた

そこで被告は決定に異議を唱えた。

被告は、公正な条件で賃貸借契約を解除することを交渉する
よう申し出た一八七二年五月二〇日付の原告からの手紙を提出
する（証拠D）。

被告は、受領されたと原告が認め、問題を仲裁に委ねるへし

と勧める一八七二年七月三〇日付の手紙を提出する(証拠E)。

判
決

件の家屋敷は、被告によつて原告に対し即刻明け渡されるべしと判決する。訴訟費用二四ドル五〇セントは、被告によつて一週間以内に支払われるべし。

理として出廷した。

(11) 女王専門ハート・アーティスト・ブライス

No.
33
刑事

女王陛下の裁判所

一八七一年五月五日火曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウイルキンソンの前で

女王 日本税關の訴えによる

六

ロバート・アーネスト・プライス 年九月二七日に虚偽の申告

をなしたことについて告発されている

被告は脱税の意図を持っていたことを否定し、当時被告

は、最初の許可書にまちかたな重量を書いたことを矢らなかつた。被告は、申告書に署名したことを認めている。

小林権大属が、大阪に滞在中で不在の税関所長厚東樹臣の代理として出廷した。

署名 H・S・ウイルキンソン
女王陛下の副領事として領事代理

杉浦少属は、眞実を語るように正式に警告され、そうすると約束して陳述した。八月二十五日（一八七二年九月二七日）に、私は、この許可書にある箱を調べた。箱の約半分は波止場にあった。私は、重さをはかり検査した。最初に、私は、五つの箱の重さをはかった。私が調べたところでは、五つの箱の重量の平均は六四ポンドであった。ひとつの箱の重量を調べて、全體の重量を評価した。このようにしてなされた計算は、他のところの計量よりも超過していた。非常に重量超過であることを発見したので、私は他の五つの箱の重さをはかった。これらのは最初の五箱と同一の重さであることがわかった。風袋は一六ポンドであった。箱を開封しなかつたので正確な風袋はわからなかつた。それゆえ、私は、風袋を調べるために箱を空にすることが必要であると、被告に言つた。しかし、まさに船積みされようとしている箱をあけることは商人にとって不都合であつたので、私は、空の同一の箱を持つてくるように被告に申し入れた。被告はひとつ持つてきただが、計量すると一五ポンドであった。これを基礎に、私は、被告の許可書にあるように、全重量を五五〇・〇〇のかわりに六〇八・八九日本ポンドとしたのである。

被告に対して、茶の関税を支払う上で、総重量ではなく茶に

関税が支払われる。私は、あなたに五八・八九ポンド以上であると言つた。私は、九ピクル多いとは言わなかつた。あなたが修正された許可書を持っていたことについては記憶はない。法廷に對して、箱が運ばれたのちに計量した時に、被告の評価よりも重量が五八・八九ポンド多いと、私は被告に言つた。彼は、九〇〇カティ以上であるということについては少なくとも話さなかつたと主張している。

署名 杉浦少属

フランク・アプトン (Upton)、兵庫税關、は正式に宣誓して陳述した。一六日か一七日以前に、被告は、税關にやつてきました。前証人が私のところへやつてきて、提出された申請書よりも重量が大幅に超過していると私に言つた。彼は、フィシャー (Fisher) 氏にそのように言つてほしいと私に頼んだ。私は、重量が超過しているとプライス氏に言つた。何ポンドかは知らない。私は、前証人に、はつきりさせるために、五つの箱を計量したほうがよいと言つた。彼はそうしたが、私の計算では各々の茶箱につき約三ポンドの差があつた。私は、当時の税關の担当官小林氏に話した。彼は、日本人が思つた事に従つて、新しい申請書を書き、眞実の重量を記すように彼に伝えるように私に言った。プライス氏にとつては不都合である箱の開封をしなかつた。

ので、杉浦氏が眞実の風袋を知らなかつたので、もうひとつ箱を持つてくるように私は被告に依頼した。プライスが当時か、あるいは立ち去つて箱を持つてきたあとか、いずれの場合に申請書を書き上げたかどうかはつきりしないが、彼が申請書を書き上げたことは確かである。税関が彼の茶を通過させるが、イギリス領事館に訴えるつもりだということも私は彼に言つた。

彼は、商品を一組忘れて間違いを犯したと言つた。

被告に対して。私は、税関があなたの責任を問うつもりであるが、船積みをあなたが望んでいるので茶を通過させるとあなたに言つたことは確かである。

法廷に対して。私は、彼に話しかけていたのは一一時頃であつたと思う。私は、九ピクルについては覚えていない。最終申請書については、私は、税関が計量した重量によつて作成するようになつた。その時、私は、税関役人が私に示した重量を彼に示した。申請書を彼から私が受け取つたかどうか、私は思い出せない。

署名 フランク・アプトン

小林権大属は、眞実を語るように正式に警告され、そうするよう約束して陳述した。杉浦は、間違いを私に報告した。私は、被告に会わなかつた。

杉浦少属。私は、平均重量を六四ポンドとし、風袋一六ポンドを除いて、四八英國ポンドであった。一七九八箱で、六〇八・八九日本ポンドとなる。私は、それが六〇八・八九ポンドであると被告に言つた。

署名 杉浦少属

チャーレズ・ヘンリー・コブデンは、正式に宣誓して陳述した。これは、二つの許可書の中で言及されている一七九八箱の茶箱の真正の計算書である。

署名 C・H・コブデン

被告は、茶の数量を追加する上で間違つたと陳述する。重量の違いに最初に注意した時に、もつと詳細に帳簿を調べ、それから正確な重量を調べて、許可書に記入したと被告は主張する。最初の許可書を作成した時には、五五〇ピクル以上あるとは知らなかつたと主張する。

判決

問題は、被告が最初の許可書作成時に、五五〇ピクル以上の茶があることを知つていたかどうかということである。茶箱の平均的重量が被告の陳述した重量よりも多いことに気づいた時に、彼は家へ帰り、もつと正確に重量を見分けて、その重量に

従つて第二の許可書を作成したということが被告の陳述である。税関側に召喚された証人の一人は、許可書の重量が、証人が茶箱の平均を計算することによって得た重量であると主張する。彼は、資料を示したが、彼の資料が正しいのであれば、彼の計算は間違つており、この点から私は該証人を信用しない。

この点において、被告の陳述は、最後の証人によつて裏付けられないと私には思われる。被告は、重大な不注意という点では有罪であるが、私は、被告が虚偽の申告を作成しているということを知つていたとは思わない。

それゆえ、私は、告発を却下する。

署名 H・S・ウイルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(18) 松屋五郎兵衛対アルバート・モ里斯(一)

No
75

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七一年一〇月一五日火曜日

松屋五郎兵衛 原告は、一八七〇年一二月一三日から一
対 ル (月に九ドル、一ヶ月分) を請求する。

被告は、債務を認めた。

No
76

松屋五郎兵衛

原告は、一八七一年一月一三日から一
月一三日までの賃料九九ドルを請求す
る。

アルバート・モ里斯

原告は、債務を認めるが、失職中で支払い手段がないと主張する。

判 決

七五番の件については、被告が原告に、九九ドルと訴訟費用三ドルとを一ヶ月以内に支払うべし、七六番の件については、被告が九九ドルを原告に、および訴訟費用三ドルとを一ヶ月以内に支払うべしと命ずる。

署名 H・S・ウイルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(11) C & J 貿易商會對 ウィリアム・ハウルズ

資
Na 64

女王陛下の裁判所 兵庫
一八七二年一〇月一五日火曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

C & J 貿易商會

対

ウイリアム・ハウルズ

原告は、約束手形の残金一六三ドル七

六セントを請求する。

被告は、出廷し債務の支払期限が来ていることを認めた。

判決

被告は、原告に対し一六三ドル七六セントを、訴訟費用五ド

ルとあわせて支払うべしと命令する。このうち八一ドル八八セ

ントと訴訟費用五ドルとはただちに、残金は三〇日以内に支払われるべし。ただちに支払われるべき金員は、ハウルズ対ビノーの訴訟において法廷に払い込まれた金員から支払われるべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事
にして領事代理

(12)

アレキサンダー・ロス対ジョン・ウィリアム・ミラー

Na 77

女王陛下の裁判所 兵庫
一八七二年一〇月一六日水曜日

アレキサンダー・ロス

原告は、召喚状を撤回するよう

対

ジョン・ウィリアム・ミラー

原告は、召喚状を撤回するよう

命令

召喚状は撤回されるべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事
にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(13)

(12) 女王対ウィリアム・メルビル

No 34 刑事

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月一六日水曜日

女士、亞楮の訴えによる

対

ウイリアム・メルビル
(William Melville)

被告は、亞楮に対する身体傷害の誘因となる暴行を働いたとして告発を受け召喚に従わない。

(13)

被告に対し。私は、あなたがこの人の家にはいつていくのを見た。あなたは洗たく屋に会いたいと言った。あなたが入ってきた時に、ステッキを振り回し、やかましくしゃべった。私は、この男があなたの服を持っていて、かばんの中に入れたのは見なかつた。

法廷に對して。私は、被告にタンブラーを投げつけなかつた。これらることは四時半にあつた。

署名

亞楮

署名 クー・リン・チヨン通訳

これで、告発者のための陳述を終える。

阿敬は、正しく翻訳することを誓約したクー・リン・チヨンを通じて、正式に宣誓し陳述した。

亞楮は、眞実を翻訳すると誓約したリン・チヨンを通じて正式に宣誓して陳述した。私は、酒と雑貨が販売されている中央通りに住んでいた。三日前に被告がやってきて、支払いをしたジンを何本か買い、それから、ビールを何本か求めたが金をもつていなかつた。金がないのであれば掛け売りはできないと私は言つた。あなたは金つまりだから何も買わないほうがいいと私は言つた。そうすると、被告は、ビールがはいったタンブラーをつかんで、ビールを私にかけ、それからタンブラーを私の頭になげつけた。そこで、私は、駐在所へ走って逃げ、警官に被告をつかまえてくれと頼んだ。それから、私は、領事館に来た。今提出する私の服は、タンブラーで切れた私の頭から出た血で汚れている。

れてきた。私は、被告に、あまり飲み過ぎないほうがよいと言つたが、まもなくあなたは酔つ払ってしまった。それから、被告は、私は酔うことができないとわかったと言つた。そこで、私は、夕食を望んでいた一〇人の紳士に会いに二階へ上がつた。長らく、私は、被告を知つてゐるが、告発人は初顔である。二階にいる間に、一階で何が起つたか私は知らない。あなたが私のところへやつてきた時には、あなたは半ば酔つていた。服をカバンに入れた時に、あなたは荒々しく押し入れた。⁽¹²³⁾

法廷に対して。私は、中央通の三番に住んでいる。私は、食堂を経営している。私は、暴行を見なかつた。私は、彼に行つてビール一瓶を持っていけと言つた。私は、告発人に、金を取らずに被告にビールを一瓶与えよと言つた。告発人はビールを与えた。私は、被告がビールを受け取るのを見た。

署名 阿敬 (X)

ウイリアム・ジョンソンは正式に宣誓して陳述した。私は、ロバーツ氏とブラックバーン氏と共に日本人町に住んでいる。私は、領事館に登録されていない。私は、阿敬の店へラムゼー (Ramsey) 氏とメットカーフ (Metcalfe) 氏と一緒に行った。私は、ラムゼー氏その他よりも先に着いた。私は、被告が服を入れたカバンを持っていた。それから、我々は、ビールを飲ん

だ。阿敬は、彼が滞在しているメリビル氏の家に服を送るために、服を積み込む人力車を呼びにいった。彼がそれらを人力車に積み込んだあとで、彼はもつとビールをほしがつた。告発人は小瓶をあけた。メリビル氏はさらに三本ほしいと言つた。四本になつた。彼はダメだと言つた。彼は開栓しようとはしなかつた。被告は、告発人を侮辱的に扱い、ビールを与えないと言つてげんこつでなぐつた。少し一杯機嫌になつたメリビル氏は、グラスを取つて告発人の頭にビールを浴びせ、グラスを下に落とした。メリビルがグラスを落とした時に、この男はそれをひろつて、悪意を込めてメリビル氏にほうりなげた。それはメリビル氏の頭をちよどくすめた。そこでメリビル氏は、ビールを注いだものと同じ瓶を持ち上げて、彼の頭をなぐつた。それが彼の傷である。

法廷に対して。メリビル氏の頭をかすめたグラスは、もうひとりの中国人の家にはいった。私はイギリス人である。私は三年前に当地にやつてきた。大阪で私は働いていたが、その仕事で一銭ももらえなかつた。被告は少々話し好きである。家の中で杖は使用されなかつた。被告は、小さいビールの瓶を一本もらつて、シャック (阿敬) に会いに行つた。阿敬は、瓶が与えられるところを見なかつた。被告は、服の代金はすべて支払つ

た。

判決

被告ウィリアム・メルビルは、一五日間収監されるべし、さらには、五ドルの訴訟費用を告発人に支払い、二ドルの法廷費用を支払うべし。

署名 W・ジョンソン

No.35 刑事

女王陛下の裁判所 兵庫
一八七二年一〇月一六日水曜日

ジエームズ・モンタギュー・ブルックス・被告ウォーカーから

対
アイザック・ウォーカー
身体に傷害を受けたと宣誓証言する告発

(121)

ジエームズ・モンタギュー・ブルックス 対 アイザック・ウォーカー

(122)

署名 H・S・ウィルキンソン
女王陛下の副領事
にして領事代理
兵庫大阪英國領事館の印

人告発状によつて発行された令状により、被告は、出頭させられている。
ナガエは、眞実を語ることを正式に約束した。昨夜六時頃、私は、告発人と被告とが一緒にいるのを見た。私は、ブルック氏の帽子が引き下げるのを見た。だれが帽子を下げたのかは見なかつた。私は鉄道少属である。

署名 ナガエ

ジエームズ・モンタギュー・ブルックスは正式に宣誓して陳述した。被告は昨夜私をなぐつた。私は、彼をおこらせるようなことは一切しなかつた。

被告に対して。あなたは、げんこつで私をなぐつた。

署名 J・M・ブルックス

被告自身の自白により、被告が謹慎すべきことは明白である。

命令

被告は、彼自身について二〇〇ドル、二人の保証人について各々一〇〇ドルを寄託し、六カ月間治安を維持するために謹慎すべきことを命ずる。

署名 H・S・ウィルキンソン
女王陛下の副領事

(123)

にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

被告は、被告自身について二〇〇ドルを支払う義務があり、さらに二四時間以内に二人の保証人を差し出す保証金として一一〇〇ドル寄託しなければならないことを認めた。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事
にして領事代理

(123) ジョージ・フラーートン対ヘンリー・マンフォード

ド、エドワード・ハイナードおよびダンカン。
ブラック

No. 21、
22、
23 警察

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七一年一〇月一七日木曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

ジョージ・フルートン (Fullerton)、被告らは、一八七一年

英國船ゾーラル号の船長

対

ヘンリー・マンフォード (Munford) 船ゾーラル号を離船し
エドワード・ハイナード (Hinard) たことによつて告発さ
ダンカン・ブラック (Black) れている。

被告らは告発を認めた。

命 令

被告らが船に送還され、各自、逮捕の費用五ドルと訴訟費用
一ドル五〇セントとを給料から控除して支払うべしと命令す
る。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事
にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(124) ヘンリー・レネル対ホールとホルツ()

No. 72

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七一年一〇月一七日木曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

ヘンリー・レネル (Reynell) 被告の代理人は、一月一六日

対

ホールとホルツ (Holtz) まで答弁を延期する申立を審問するため、一八七二年一〇時に原告が出廷するよう喚問することを申請した。

命 令

召喚状を発行せよ。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(125) ヘンリー・レネル対ホールとホルツ(一)

No 72

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月一八日金曜日

H・S・ヴィルキンソンの前で

ヘンリー・レネル 被告の代理人エドワード・チャールズ・カ

対

ホールとホルツ を一月一六日まで延期するよう申し込

んだ。

原告ヘンリー・レネルは本人が出廷し、申請に反対した。

命 令

一一月一一日に審問のための陳述が設定され審問がなされることに被告が反対しないであろうという了解のもとに、答弁期間を一月九日まで延期することが、合意にもとづき命令された。

申請と命令の費用四ドルは被告が支払うべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(126) ホワイト・アダーハ号の船員の移送の件

No 14 ~ 20 警察

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月一八日金曜日

ヘンリー・レネル 被告の代理人エドワード・チャールズ・カ

ービィは、申請により、答弁のための期間

ホールとホルツ を一月一六日まで延期するよう申し込

副領事にして領事代理 H・S・ヴィルキンソンの前で

英國船ホワイト・アダーハ号の船員ヘンドリック・リンストロ

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月一九日土曜日

ーム、ウィリアム・キング、アルフレッド・ピニック、ウイリ
アム・フック、アイザック・ニューソン、ジョン・アンガス・
マックリー、アレキサンダー・シルグレンの事件において、彼
らは、一八七二年一〇月一四日に法廷の前で有罪を宣告され、
一二週間の収監を申し渡された。

上記船舶の船長ロバート・エディス・ハリスは、上記の船員
達の労務が必要とされていると申し立て、一八五四年の商船法
第二四八条により航海を進めるために船上に彼らが移送される
よう又要請した。

命令

船員達が、要請どおり船上に移送されるべしと命令する。本
命令の費用は、申請者により支払われるべし。

判決

被告は、告発を認め、職務のために乗船することを拒否して
いる。

一〇週間収監され、訴訟費用一ドル五〇セントと逮捕の費用
五ドル二五セントと収監の費用とを支払うべし。出港まえに船
上に送還されるべし。

兵庫大阪英國領事館の印

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事
にして領事代理

(12) ジョージ・フラートン対ヘンリー・マンフォード
およびダンカン・ブラック

No 24
25 警察

女王陛下の副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で
ジヨージ・フラートン、
ダンカン・ブラック

英國船ゾーラル号の船長

対

被告は、一八七二年一〇月一八日
ヘンリー・マンフォード
に、上記船舶を許可なく離船したこ
とににより告発されている。

上記船舶の船員

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事
にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二一日月曜日

副領事にして領事代理兼刑事H・S・ウイルキンソンおよび補佐人ジョン・ウィルソン・ヘンダーソンとアイザック・ロバート・ブキャナンの前で

女王 囚人は、第一に、殺意をもつてジョン・ルーツ

対

 サーフオード・クレイクを溺死させようとしたこと、第二に、重傷を与えるとして危害

を加えたことでもって告発されている。

囚人は、罪状認否を問われて、無罪を主張する。

囚人は、弁護すべき人がいないので、自分でやるつもりだと主張する。

ジョン・ルーサーフォード・クレイクは、正式に宣誓して陳述した。私は、英國船オケアーナ号の見習である。私は、九月三二日の日曜日のことを覚えている。夕食後、私は、ルイス・ペドロ——囚人——と一緒に上陸した。我々は、山の中へ歩い

てはいって行き、夕暮までそこにいたが、帰船する時間であると考えたので、私はそうしようと彼に頼んだ。彼はその時にも言わなかつたが、岸壁に着くまで、私は、頼み続けた。その頃暗かつたが、我々がアメリカ波止場に着いた時に、ペドロは私を海に投げこんだ。私は、自分でサンパンを呼んで、船の中へふみ込もうとしたが、ちょうどその時彼は私を海の中へ押しだした。彼が押した時に、私は、一方の足をサンパンにかけ、一方は海の中にあつた。日本人船頭の助けで海からあがつた後、再び私は岸壁に沿つて歩いた。我々は再び戻つたが、その時に水先案内人がサンパンに乗り込もうとしていたので、私は、彼に一銭もないで船賃をくれないかと頼んだ。ルイス・ペドロもはしけの船賃を払う金を持っていないと言つてから、立ち去ろうとした。私は、彼が私をほうり投げたものとは異なるサンパンで彼と一緒に乗船した。翌朝、一等航海士が船から落ちたのかと私に尋ねた時に、私は、ぬれた衣服をほしていところだった。ペドロが船尾にやつてきたあとで、一等航海士は、私に何をしたのかとペドロに聞いた。ペドロは、一等航海士に、彼が私を海中にほうり投げ、「彼が今ここにいることにについて彼自身よく考える必要がある」と言つた。私が海中からはいあがつた時に、彼は、その日の彼に対する私の卑劣な行動のため

に、私を溺死させるつもりであったと言つた。

囚人に対して。私が海中からはいあがつた時に、あなたは、私を溺死させるつもりであると私に言つた。

J・W・ヘンダーソン補佐人に対して。ペドロは、完全にしらふではなかつた。そうした事態において、彼は、十分にしらふであつた。私が彼に甲板に来るよう頼むまで、我々は、不愉快な言葉を一切かわさなかつた。それから、彼は、私に毒づきののしるようになつた。

法廷に対して。一銭も持つていなかつたので、彼がそのように企てたあと、私は、彼と一緒に乗船した。その後、私は、遊びで彼と一緒に上陸した。その夜以後は、彼とは同じボートではなかつた。その後、一度だけ私は彼と一緒に上陸した。私は、彼以外のボーイの一人と一緒に行つたが、偶然彼と海岸であつた。ペドロが私を本当に溺死させようとは望んでいなかつたという見解を私はとらない。私はおぼれただけども、水の中へはいった。私はすこし水を飲んだ。沢山飲むほどには水の中に長くいなかつた。私は泳げない。

署名 ジョン・ルーサーフォー

ド・クレイク

ウィリアム・アレキサンダー・ワトソンは正式に宣誓した。

事実認定

一、殺人の意図を持つて、引っぱり込もうとしたことについて

署名 W·A·ワトソン

被告は、証人を呼ぶ必要は一切ない、というのは、私が彼を殺したいという証拠をクレイクは持つていいからであると主張した。私は、その少年を水の中へ引き込むつもりであると、航海士には言わなかつた。私は、船長から私が五ドル紙幣を盗んだかどうかを見に海岸へこいと少年に言つただけである。他の一晩、その少年は、私と一緒に出かけた。彼は、私と一緒にボートに乗り込んだ。

私は、英國船オケアーナ号の一等航海士である。私は囚人を知つてゐる。彼は、同船のコックで給仕である。私は、九月二三日の月曜日のことを覚えてゐる。私が聞くまで、クレイクは何もいわなかつた。私は、彼が乾かすためにぬれた衣服をかけていたので、水にはいっていたのかと私は彼に聞いた。クレイクが私に言つたことをもとに、私は、ペドロに、どうしてボーイを水の中につき落したのかという趣旨のことを聞いた。ペドロは、そうするだけの理由があると私に言つた。ペドロは、クレイクがどのような人間であるかを見るために、クレイクが航海士によつて船尾に送られてきたのだと私にあとで言つた。

ては無罪である。

二、重傷を負わせる意図を持つて、重傷を負わせたことについては無罪である。

三、不法に重傷を負わせたことについては有罪である。

判決

三カ月間収監され、訴訟費用三ドル五〇セントを支払うべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

我々は同意する。

署名 J・W・ヘンダーソン

署名 I・R・ブキャナン

(129) ジョージ・シンプソン・カー対ルイス・ペドロ

No.8 警察

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二日月曜日

副領事にして領事代理兼判事H・S・ウィルキンソンの前で

ジョージ・シンプソン・カー

(英國船オケアーナ号の船長)

囚人は、一〇月六日に船尾甲板を退去する際に、上記船舶の船長の注意深い命令に故意に従わなかつたことで告発された。

ルイス・ペドロ (同船のコック兼給仕)

対

ジョージ・シンプソン・カー、英國船オケアーナ号の船長

は、正式に宣誓して陳述した。私は、一〇月六日のことを覚えている。その日の正午時に、私は、コック兼給仕のルイス・ペドロが外見上酔っ払っており、正午の席にでるには不似合いであると判断した。正午後、航海士と大工とが許可を得て上陸した。午後三時頃、私は、甲板へ行って、外輪の近くの船尾甲板に囚人が横たわり寝ていることを発見した。そこで彼が横になることを許すことができなかつたので、私は、彼に起きてベッドに行くように求めた。最初、彼は、そうすることを拒否した。彼が立ち上がって非常に不穏なことばを使用した後に、私は、その日は日曜日があるので、静かに下へ行くよう頼んだ。私は、船の中で雑音があるのを望まない。彼の居場所が船尾の方であるので、彼は、船尾甲板では私と同じ権利を持ってゐると断言し、私の足もとに近い船尾甲板の他の側に寝ころんだ。静かに行こうとしないことがわかつたから、私は、助けを

(130)

二等航海士に求め、彼を前へ押した。主甲板にやつてくるや、彼は、船尾樓へやつてこいと挑んだが、もし私がそうしていれば、私にとつて事態はもつと悪化したであろう。静かにしようとはしないことがわかつたので、私は、上陸して警察官の助力を得るために、準備をしようと下におりた。そうこうしているうちに、囚人は私のあとから船室に飛びこんできた。私を傷つけるのでないかと思つたので、二等航海士と年長の見習いの助けを借りて、被告の手首に手錠をかけた。それから、私は、上陸してガワー氏に告訴し、ガワー氏は、二人の警官を派遣して、陸地へ彼を連行した。

被告に對して。私は、木製の索止栓を手に持つたが、あなたを全くなぐらなかつた。私は、木製の索止栓以外には一切手にとらなかつた。あなたは、ナイフと火かきとを持つた。

署名 ジョージ・S・カー

ジョン・ルーサーフォード・クレイク、同船の見習。私は、一〇月六日のことを覚えている。船長が甲板にやつてきて、囚人が船尾甲板に寝ているのを発見したのを見たことを私は記憶している。船長は、彼をつかんでゆさぶり、前方へ行つてお茶の用意をするようにと言つた。彼は、起き上がりつて甲板の片側に歩いていき、また寝てしまつた。再度、船長は、彼に船尾

甲板を離れるように言つた。ルイス・ペドロは、船長にそうちるつもりはないと言つてから、オケアーナ号にいる何人とも同じだけの権利を船尾甲板上に自分はもつていると言つて、船長に對して悪態をついた。それから、船長は、二等航海士と年長の見習とに、彼に手錠かける手助けをしろと命じた。この時、彼は船尾展望台に向かつて走り、手錠をかけないほうがいいぞと言つて火かき棒をつかんだ。それから船長は下へ行つて、そのあと被告人があとにつづいて船室にはいったのである。次に私が彼を見た時には、彼は、手首に手錠をはめられていた。彼は、手伝つた見習をおどしながら主甲板へ行つた。彼は、船尾ハッチに手錠を打ちつけてはずそうとした。それから、彼は前へ走つてナイフを手に入れたので、二等航海士が彼をおいかげ、もうひとつの中を手にして、生命がおしければ罪をつくるなどペドロに言つた。彼は、この囚人であつた。それから、二等航海士は、どうするつもりだと聞いた。彼は、「おれはスペイン人だ」と言つた。そこで、二等航海士は彼からナイフをとりあげた。他の手錠はなかつたので、彼は、巡査がやってきて陸上に連行するまでの数分間静かにしていた。

被告に對して。私は、船長が鉄の索止栓を引くのを見なかつた。あなたは酔つていた。

署名 ジョン・ルーサーフォード・クレイク

ジョン・プレストン、同船の二等航海士は、正式に宣誓して判明した。私は、一〇月六日のことを覚えている。船長が甲板にやってきて、ペドロだ、ここは誰であろうと寝そべるところではないと言った。そこで給仕は、起き上がって、彼が船の後部に属していることと、そこにいることは正当であると船長に言つた。それから、彼は、船長に悪態をついた。そこで、船長は、私に手錠をかけろと命じた。私はそうした。のちに、彼は手錠をこわした。彼は船尾にきた。船長は、私が二回目の手錠を彼にかけるように望んだ。私は、手を切りながら大変苦労してそうした。そこで、彼は、通路へ行って、船尾に行き、船長にまた悪態をついた。船長は上陸して、彼が戻ってくるまで監視するよう強く望んだ。彼は、彼を拘束した二人の士官と一緒に戻ってきた。

被告に対して。私は、船長の手から鉄の索止栓をとらなかつた。それは木製であった。船長は、索止栓をまったく使用しなかつた。

法廷に對して。手錠をかけたあとで、被告は、手錠をこわすかそれをほかした。甲板の被告を見た船長は、再び彼に手錠を

かけるように私に強く望んだ。私は彼の方へ行つて、私は彼に手錠をかけなければならぬと言つた。そこで、彼は、火かき物をとつて、近よると火かきを使うぞと私に言つた。私は彼の方へ行つた。そこで、彼は、通路へ走り込み、ナイフを手に入れ、ナイフをちらつかせながら、近づくなと私に言つた。私は、彼のそばへ行かなければならぬのだと彼に言つた。私は、もう一本のナイフを手にしたが、必ずしも暴行を加えるのではなくて、盾として手にしたのである。それから、再度、私は彼に手錠をかけた。

署名 J・プレストン

評 決

有罪。

判 決

先の判決の期間が満了してから数えて四週間収監されし、および訴訟費用一ドル五〇セントを支払うべし。

署名 H・S・ウイルキンソン

女王陛下の副領事
にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

有罪。

(13) ジョン・プレストン対ルイス・ペドロ

判決

資
No.9警察

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二一日月曜日

副領事にして領事代理H・S・ウィルキンソンの前で

ジョン・プレストン（英國船オケアーナ号の二等航海士） 被告は、上記船舶の二等航海士ジョン・プレ

対

ルイス・ペドロ（同船のコック兼給仕）として告発された。

被告は、覚えがないと主張する。私はその時酔つ払っていた。

ジョン・プレストンは正式に宣誓して陳述した。先の訴訟で宣誓供述したように、囚人が私に捕まらないようにナイフを持ったことは真実である。

署名 ジョン・プレストン

No.26警察
女王陛下の裁判所 兵庫

被告は、プレストンを殴るために自分を防衛するためにナイフを持ったと主張した。

評 決

先の判決の期間が満了する時から六ヵ月間収監され、訴訟費用一ドル五〇セントを支払うべし。刑の満了に際し、治安の維持と善行の保証として、被告自身が二〇〇ドル、二人の保証人^{個人}が各自一〇〇ドルを提出すべし、それができない場合には、高等法院の承認に従い被告は国外追放されるべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事として領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(13) ジョージ・フラートン対エドワード・ハイナー

ド

No.26警察

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二一日月曜日

副領事にして領事代理H・S・ウィルキンソンの前で
ジョージ・フラートン（英）被告は、一〇月二〇日の夜、許可

国船ゾーラル号の船長)

対

エドワード・ハイナード

なく離船したとして告発されてい
る。

被告は、離船したが今朝五時には甲板にいたと主張する。

ジョージ・ターフ (Turf)、上記船舶の二等航海士。被告が

今日の仕事をしなかったことを私は知っている。彼は、昨夜上
陸する許可を一切得なかつた。彼はコックである。私は彼が船
長に悪態をつくのを聞いた。

命 令

船上に移送され、訴訟費用一ドル五〇セントを支払うべし。

署名 H・S・ウイルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(13) ライザー・ゲッティンガー対バーナード・コウ

ン(一)

No 23

神戸市立中央図書館所蔵神戸駐在英國領事館の裁判記録邦訳 (八)

一八七一年一〇月二二日火曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

ライザー・ゲッティンガー 原告は、原告と被告が共同して岩

対

エドワード・ハイナード

崎藩に貸与した金錢の、原告の使
用すべき利息四五ドルが被告によ
つて受領されたと主張する。

原告は、問題の四五ドルを受領したが原告の用に供するため
ではないと主張する。

ライザー・ゲッティンガーは正式に宣誓して陳述した。私は

コウンと共同経営をしている。一八七一年八月一日に我々は共
同経営を解消した。彼は、私に差額が私に支払われるべき二通
の約束手形を渡した。その手形の四〇〇ドルは一ヶ月以内に、
四三六ドルは、彼が日本人から受け取った時に支払われること
になっていた。

〔二通の約束手形が提出された。AとB〕

彼は、一八七一年一月二二日に最後の二三六ドルを支払つ
た。

私は、日本人との取引の計算書を提出する〔被告によつて承
認されている〕。私はこの取引に四分の一関与している。彼は、
そこから一切私に支払わなかつた一八〇ドルの利益を得た。

これは、共同経営の解消を示す手書きの文書である。

法廷に対して。八月に二〇〇ドルを私に払った際に、彼は、

日本人から金を受け取った時に残金を支払おうと私に言った。
資
彼は、利益について私に何も言わなかった。私は、彼が利益を得て

いることについて知らない。コウン氏は、二月一六日にはじめて私に利益について語った。その時私は分け前を要求し

た。彼は、私は利益と一切関係がないと言った。

命 令

明日朝一〇時まで延期するものとする。

署名 ライザー・ゲッティンガー

署名 H・S・ウイルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(133) ヘンリー・ネザーソウル対ジェームズ・ウットン

女王陛下の裁判所 兵庫
一八七二年一〇月二二日火曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウイルキンソンの前で

ヘンリー・ネザーソウル 一八七一年六月一日から二日にかけ

対

ジエームズ・ウットン ない料について。

被告は、食料が申し立てのようには供給されなかつたと主張する。

ヘンリー・ネザーソウルは正式に宣誓して陳述した。一八七

一年に、私は、神戸ビリヤード・サロンと下宿屋とを經營して

いた。一八七一年四月一四日に、ウットン氏は、私のところへ

やってきて食事をとり、下宿した。彼は、私に、支払いについ

てはカービィ商会に行くようになると語った。五月二五日に、ウッ

トン氏は、窓から落ちて肋骨を折った。私は医者を呼びに行つ

た。医者は、夜にはウットンには付き添いがいるとウットン氏

に語ったので、日本語ができないから、ヨーロッパ人の召使が

いいと彼は言った。ウットン氏は、召使にチャウチャウ犬を家

に入れさせるように私に頼んだ。私はそうした。その召使は、

家にはいってき、小使とコックとを打ちのめし、家からたたき

出した。それは、六月二一日のことであった。彼はよくこのこ

とをやつた。それから、私は、ウットン氏のところへ行つて、
もはやまかないを出すことはできない、というのは召使がいな

いからだと言つた。彼は、カービィ氏のところかどこか他のところからまかないをとることができると私に言つた。二一日には、コックがしないので、私は、夕食をとりに行かねばならないと云つた。数日後にウットン氏は出ていった。私は、カービイ商会のハンター氏に支払いを求めて勘定書を送つた。ハンター氏は、ウットン氏の勘定を支払うと私に言つた。しかしながら、彼は、召使のまかない料は余分の支出があるので、支払いを拒絶した。そこで、私は、勘定の残金を支払ってくれないかとウットン氏に頼んだ。彼は、カービイ商会に支払うと私に言つた。彼は、私に対する債務よりも、私のカービイ商会に対する債務の方が多いと言つた。私は、召使の二一ドルについて、カービイ商会からも支払いを決して受けなかつた。

署名 H・ネザーソウル

ウィリアム・アレキサンダー・トンプソン、貸し馬屋は、正式に宣誓して陳述した。私は、ウットン氏がネザーソウルの家で召使を使つていたのを知つている。私は、彼がいつ来て、いつ出ていったか知らない。しばしば食事をとりに来たことを私は覚えている。食事は、ウットン氏が横になつているところに運ばれた。

署名 W・A・トンプソン

これで、原告のための陳述を終える。

ジョン・オーウェンズ (Owens)、ウーラン鉄工所のボイラーメンの親方は、正式に宣誓して陳述した。私は、ウットン氏の召使がネザーソウル氏のところに下宿していたことを覚えている。何日かは言えない。彼が食事をしたのは四日か五日以内である。ネザーソウル氏と召使の間でいざいざがあったこと(150)を私は覚えている。その件があつてから、私は彼に決して会わなかつた。そのけんかのあとは、ウットン氏の食事はコックによつて運ばれた。その後、召使はこなかつた。私はこのけんかがあつた日付を思い出せない。

原告に対しても、けんかがあつたのは、夕食が求められた時と同じ時間であつたとは思わない。

法廷に對して。ウットン氏が出たのは、けんかがあつてから一ヶ月近くたつてからであった。その後、召使はウットン氏の世話をしたが、食堂では彼を見かけなかつた。

署名 ジョン・オーウェンズ
ベンジャミン・ローリング、警察官は正式に宣誓して証言した。ウットン氏が病氣の時に、私は、彼の召使と一緒に彼を助けた。何回か、召使のためにパンとチーズとビーフステーキとを買つたために、彼は、私に金を渡した。二、三回は、私は、パ

シフィックのマシュー・スミス夫人のところへ行つたものだが、彼女は、調理済食品をウットン氏に送り、召使もよくそれを食べてゐた。その時には、召使は、ネザーソウル氏から食事をとらなかつたことを私は知つてゐる。私が召使のために食物を買ったのはその月の七日か八日ごろであつた。私は、召使がF・C・カービィ商会のところへ行つて、すでに用意されていた皿を持つてくるのを見た。ウットン氏がその召使をよんで彼が残したものを見使のせいにするのを見た。他の食事は、私がそこにいる間にきた。それがネザーソウル氏からのものであつたかどうか知らない。

原告に対し。私が昼の間に買った食べ物を彼が食べるのを見た。

署名 B・ローリング

ジエームズ・ウッドトンは正式に宣誓して陳述した。私は、その召使を二一日間養つた。彼は、私の部屋の外の通路で火鉢で肉を料理した。この部屋は、ネザーソウルの家の反対側であつた。私が住んでいた家はネザーソウルのものであつた。

判決

被告は、原告に対し、五ドルと訴訟費用七ドルとを支払うべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事として領事代理
兵庫大阪英國領事館の印

(13) 女王対ヘンリー・ベン

No. 37 刑事

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二三日火曜日

副領事にして領事代理H・S・ウィルキンソンの前で
女王、松の訴による

一〇月一一日に松に暴行を加えたとして、被告は、告発された。

ヘンリー・ベン

訴えは取り下げられた。被告は、訴訟費用一ドル五〇セントを支払うべし。

署名 H・S・ウィルキンソン
副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(135) ジェームズ・ウッド対ヴィリアム・ラムゼイ

No. 67

(153)

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二二日火曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

ジェームズ・ウッド

対

ヴィリアム・ラムゼイ

喚。

ベンジャミン・ローリングは、九月一六日の召喚状の送達を

立証した。

命
令

被告が、原告に、訴訟費用四ドルとあわせて一二五ドルを支払うべしと命令する。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事
にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(136) ライザー・ゲッティンガー対バーナード・コウ
ン(1)

No. 23

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二三日水曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

ライザー・ゲッティンガー

対

バーナード・コウン

審問が再開された。

原告は、共同経営上の取引の計算書を提出した。

判
決

合意によつて、評決は二〇ドルとみなされる。被告は、原告
に対し、二〇ドルを支払うべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事
にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(154)

(137) 亀吉、治平対トーマス・ブラウン

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二三日水曜日

副領事にして領事代理H・S・ウィルキンソンの前で

No 80

亀吉（英國蒸氣船ミアーカ号の船員）

対

トーマス・ブラウン（上記船舶の船長）

る。

No 81

治平（英國蒸氣船ミアーカ号の船員）

原告は、賃金残額七ド

ル五〇セントを請求す

トーマス・ブラウン（上記船舶の船長）

ルを請求する。

トーマス・ブラウン（上記船舶の船長）

原告は、賃金残額七ド

ルを請求する。

亀吉。私はこの契約に署名した。私は、月に一五ドルを得ることになつてゐた。長崎の領事は、私はどれぐらいの間働かねばならないかについては言わなかつた。私は七ドルの前金をもらつた。領事館のブラウン氏は、私と一緒に税関を行つた。我

私は、通行許可をもらつた税關へ全員で行つた。税關では、契約の説明は一切なかつた。私は、それはニユーチャンを行つて

(155)

から長崎へ戻るものと考えていた。私は、船長に残金を請求した。ニユーチャンで牛肉が紛失した。我々は捜したけれども発見できなかつた。船長は、牛肉を食べたものを発見するまでは

賃金を払わないと言つた。我々は金も食料も一切なかつたので、訴えにやつてきた。

被告に対して。船長は我々に食料をくれた。

署名 亀吉

治平は、眞実を語ることを正式に約束してから陳述した。この契約は私のために署名された。私は、税關でも、七ドルの前金を受け取った領事館でも、契約の意味を聞かなかつた。土曜日に、私は金をほしいと頼んだ。船長は、ニユーチャンで牛肉を搜し出すまで、金を一切やらないと言つた。食料がほしい場合にはスクワードが我々に与えることになつていて私は言われた。我々は、通行許可のために長崎の税關で二両一分を支払つた。我々は、各々全員二両一分を税關で支払つた。我々は、長崎で食料代として各々二両を支払いもした。長崎では、我々は、乗船する前の下宿料を支払わねばならなかつた。

署名 治平

訴えは却下される。船員達は即刻船に戻るべきであり、船長

は、食料購入に必要な金銭を支払うべきである。許可にもとづく下船の際には、一切減額してはならない。訴訟費用は免除する。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事
にして領事代理
兵庫大阪英國領事館の印

(138) 治安侵害

No. 38 刑事

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二三日水曜日

副領事にして領事代理H・S・ウィルキンソンの前で

法廷の前で、その行為が治安侵害を起こしそうであるといふことで告発されているジョシュア・ウェストモーランドの事件について。

サミュエル・ボリット・アイザック・ウォーカーとジョームズ・ハリスとの喧嘩により、ジョシュア・ウェストモーランド

の行為が治安侵害を起こしそうであることを理解するに十分な

理由のあることが法廷に対して明白であるので、令状により彼は法廷に進行され、治安維持のために、ウェストモーランド自身は五〇〇ドル、二名の保証人は各々二五〇ドルの保証金を寄託するように要請された。

さらに、上記ジョシュア・ウェストモーランドが保証金を整えることに失敗したので、高等法院の裁可に従い、彼は日本から英國へ強制送還されるべし、そのような裁可があるまで拘留されるべしと命令する。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事
にして領事代理
兵庫大阪英國領事館の印

(139) ジョン・ウッド・ローズ対ジョン・ヘンリー・ウイグナル

No. 68

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二六日土曜日

副領事にして領事代理H・S・ウィルキンソンの前で

料 ジョーン・ウッド・ローズ

対

ジョーン・ヘンリー・ウイグナル

原告は、賃金の残り九六ドルを請求する。

資 被告は、三三三セントの金額については債務を認諾するが、残

余については債務が決してなかつたと主張する。

計算書を検討し、両者から聴取したところ、被告が原告に対し二八ドル三三セントの債務を負っていることが判明した（これは、九七ドル一七セントを割り引いたあとのものである。被告は、時計については三三ドルとたわしについて一五ドルとをH・W・ティバー商会に対して説明しなければならない）。

命 令

それゆえ、即刻被告が原告に対し訴訟費用三ドルとともに二八ドル三三セントを支払うべしと命令する。

署名 H・S・ウイルキンソン
女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

〔44〕 チャールズ・スルーズ対ウイリアム・ラムゼイ

No. 65

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月一六日土曜日

副領事にして領事代理H・S・ウィルキンソンの前で

チャールズ・スルーズ

二〇〇ドルの為替手形についての特別
対 召喚。

ウィリアム・ラムゼイ

ベンジャミン・ローリングは、九月一二日の送達を立証した。

命 令

被告は、原告に対して訴訟費用四ドルとあわせて二〇〇ドルを支払うべしと命令する。

署名 H・S・ウイルキンソン
女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

〔45〕

No 82

(14) ウィリアム・ラムゼイ対ウィリアム・ハウルズ

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二八日月曜日

副領事にして領事代理 H · S · ウィルキンソン

ウイリアム・ラムゼイ

原告は賃金残額一四八ドル五六セント

を請求する。

被告は、出廷し、彼が請求された金額の債務を負っていることを認めたので、以下のように命令する。

命令

被告は、原告に、訴訟費用五ドルとあわせて一四八ドル五六セントを支払うべし。

署名 H · S · ウィルキンソン

女王陛下の副領事
にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

No 39 刑事

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二九日火曜日

副領事にして領事代理 H · S · ウィルキンソンの前で

アーチボルド・ギレスピー・ウォーカー

ウイリアム・ペッティングル (Pettingrue) 被告は、一〇月二八日に原告にして告発された。

被告は、無罪を主張した。

アーチボルド・ギレスピー・ウォーカーは、正式に宣誓して陳述した。私は、英國船「モンモア号」の二等航海士である。被告は、機関長である。昨日の朝、私は、船の甲板の後部ハッチの側に立っていたが、機関長が別の一团と一緒にやつてきた。私の方を指さして、この一团に、機関長は、あれが君らが海岸で聞いた氣違いだと言った。彼は部屋へ下りて行ったが、また甲板にやつてきて、すべての注意をこの気狂いに向けてから、彼

(15)

(14) アーチボルド・ギレスピー・ウォーカー対ヴィアム・ペッティングル (1)

は船室におりていった。

署名 A・G・ウォーカー
 審問は、泥酔し人をばかにするような振舞いを行つたので、
 法廷の閉廷まで拘留され、審問は、しばらく延期される。被告
 は弁解のため再度召喚され、審問が再開されるべし。)

四六四頁（訳注 原頁）を参照。

(14) ジョーン・プレストンによる非行と暴行(1)

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二九日火曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

No 27
 警察

ジョージ・S・カー（英國船オケア） 被告は、一〇月二八日

一ノ号の船長)

対

ジョン・プレストン（二等航海士） を放棄し、無許可で離船

被告は、大変反省していると陳述した。

No 28
 警察

ロバート・リドル・ホープ 一

(英國船オケアーナ号の見習) 被告は、一〇月二八日に原告に

暴行を加えたとして告発され
 審問は、ジョン・プレストン（二等航
 海士）

両方の訴訟は、明日水曜日午前一〇時まで延期された。

署名 H・S・ウィルキンソン
 女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(14) ジョージ・S・カー対トーマス・ブレイ

No 29
 警察

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月二九日火曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

ジョージ・S・カー（英國

船オケアーナ号の船長） 被告は、一〇月二五日金曜日から

対
 トーマス・ブレイ（甲板員） た。

被告は、離船を認め、酔っていたと陳述した。

判決

四週間収監し、逮捕費用五ドル、訴訟費用一ドル五〇セントおよび収監費用を支払うべし。

署名 H・S・ウイルキンソン

女王陛下の副領事
にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(145) アーチボルド・ギレスピー・ウォーカー対 ウィリアム・ペッティングルー(1)

(146) 法廷に對して。私は、彼が私のことについて話すのを聞きに行つたことはない。

署名 A・G・ウォーカー

アーチボルド・G・ウォーカーの尋問が開始された。彼とスチュワードとは一緒に話していた。私は、甲板から彼が「二等航海士のあの給仕人は証明書を持っていない。彼はペテン師だ」と言うのを聞いた。船室の天窓は開いていた。私は、彼が私を豚と呼ぶのを聞いた。私は船室の天窓からハッチへ歩いて戻り、五分後に機関長は船室から出てきて、私に、「お前は豚だ、私はお前の役に立った」、私が船の二等航海士に適してい

ジエームズ・マクマハンは正式に宣誓して陳述した。私は、ベンモア号の有能な船員である。私は、ペッティングルーがウォーカーに話しかけるのを聞いた。彼は、彼を、豚、給仕人、(145) と呼んだ。それから彼は私に話しかけた。私はワインチを清掃していた。私がいた時には、ウォーカー氏は、被告に一語も決して言わなかつた。その時、私はワインチのところにいたが、二等機関士と三等機関士とは左舷甲板にもたれかかっていた。

料 同じ日の朝、私は、彼が二等航海士を氣狂いと呼ぶのを聞いた。

資 アレキサンダー・プレンティス(Prentice)、ベンモア号の三等機関士。原告と被告がいさかいをおこしている時に、私は甲板にきた。私は、言われたことを全部聞かなかつた。ウォーカー氏は、一回か二回、「行け。わかつた。」と言つた。

原告に對して。私は、機関長が「気狂い」という言葉を話すのは一切聞かなかつた。

署名 ジョームズ・マクマヘン

アレキサンダー・プレンティス(Prentice)、ベンモア号の三等機関士。原告と被告がいさかいをおこしている時に、私は甲板にきた。私は、言われたことを全部聞かなかつた。ウォーカー氏は、一回か二回、「行け。わかつた。」と言つた。

署名 ウィリアム・アルフレッド・ハウエル

署名 アレキサンダー・プレンティス

判決

被告は、六ヶ月間行動を慎む保証として、彼自身は二〇〇ドル、保証人一名が一〇〇ドルを課され、さらに訴訟費用二ドル五〇セントを支払うべし。このことに失敗した時には、収監されるべし。

署名 H・S・ウイルキンソン

女王陛下の副領事
にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

被告は、要求された二〇〇ドルについて誓約し、ウィリアム・アルフレッド、ベンモア号の船長は、一〇〇ドルについて誓約

海士は、訴えのために上陸したいと希望したので、私は、彼に上陸する自由を与えた。

法廷に對して。現在機関長が完全にしらふであると信ずる。私は、二等航海士もしらふであると信ずる。私は、彼らのいずれについても不満は一切ない。機関長は、同じ所有者に属する他のボートにそれ以前には乗つっていたのでそこにはいなかつた。

した。

署名 H・S・ウイルキンソン

女王陛下の副領事

にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(後記) 本稿は、一九九〇年度大阪経済法科大学研究補助金
助成による研究成果の一部である。